

事 務 連 絡
平成30年1月31日

各都道府県薬務主管(部)長 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
審査マネジメント部

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」の記載整備について

標記について、別紙のとおり関係団体に通知しましたので、お知らせします。

事 務 連 絡
平成30年1月31日

別 記 殿

独立行政法人医薬品医療機器総合機構
審査マネジメント部

「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」の記載整備について

平素より、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査等業務に対し、ご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

当機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等については、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構が行う対面助言、証明確認調査等の実施要綱等について」（平成24年3月2日薬機発第0302070号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知）により定めており、一部の相談で大阪医薬品協会と当機構を電話回線で接続し相談を実施することを可能としているところです。

今般、大阪医薬品協会が関西医薬品協会へ名称変更したことに伴い、当該通知中の記載を関西医薬品協会へ変更する記載整備を行うこととしました。

改正後の全文は別添のとおりですので、貴管下関係者へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

以上